

平成 24 年 3 月 12 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者 の皆様

高知市総務部 契約課

平成 24 年度 入札・契約制度の改正について

高知市では、建設工事にかかる入札・契約制度について下記のとおり改正し、平成 24 年 4 月 1 日（公告日、指名通知日が 4 月 1 日以降のもの）より施行します。

記

1 予定価格の端数処理の変更（試行）

現在、予定価格（税抜き）は、千円未満を切り捨てた額（一部の工事で万円未満切り捨てた額を先行的に試行）としておりますが、平成 24 年度からは、請負対象金額（税込み）が3 千万円以上の工事については、すべて万円未満を切り捨てた額とすることを試行します。

なお、工事の最低制限価格（税抜き）は、従来どおり千円未満を切り捨てた額です。

詳しくは、別添「予定価格の算定方法について（通知）」をご覧ください。

2 予定価格の事後公表の実施（試行）

現在、予定価格については入札前に公表しておりますが、予定価格が 5 千万円以上の工事の一部で、入札後に公表することを試行します。

3 総合評価落札方式の評価基準の改正

平成 24 年 4 月 1 日から「高知市公共調達基本条例」が施行されることに伴い、総合評価落札方式における企業の社会的貢献等の評価配点を重視することなど、評価基準の一部を改正します。

主な改正内容は次のとおりです。

企業の評価

- (1) 基本配点を 8 点満点から 10 点満点とし、工事の特性に応じて 10 点以内で設定します。
- (2) 企業の技術力の評価において、低成績がある場合には減点評価を行います。
- (3) 「環境・福祉」及び「地域貢献」の区分を、「環境・労働福祉」、「災害対応」、及び「地域貢献」の 3 区分に変更します。
- (4) 新たに次の評価項目を追加します。

区 分	追 加 項 目
環境・労働福祉	・ 男女共同参画に関する表彰 ・ 労働安全管理に関する認証 ・ 法定外労働災害補償制度への加入

災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・重機保有の有無 ・災害時の事業継続力（BCP）認定
-------	---

(5) 消防団協力事業所の認定による評価については、高知市と災害時の応急対策活動に関する協定を締結した団体であることのみによって認定を受けている場合は、同協定の締結での加点と重複しますので、評価の対象としません。

(6) ボランティア活動の評価については、1点を配点した場合、5回以上を満点（1点）として評価します。

配置予定技術者の評価

(1) 同一工種工事成績評定については、技術者だけではなく、現場代理人として従事した工事の成績も評価の対象とします。

(2) 同一工種工事成績評定についても、配置予定の技術者に低成績がある場合には減点評価を行います。

(3) 継続教育学習制度への取組については、評価の対象を拡大し、また、それぞれの推奨単位に応じて評価することとします。

施工計画の評価

(1) 基本配点を8点満点から10点満点とし、工事の特性に応じて10点以内で設定します。

(2) 各項目について8点以内で設定するとしていましたが、10点以内で設定することとします。

詳しくは、別添「総合評価落札方式評価項目及び評価基準（標準）」をご覧ください。

4 一般競争入札における優良工事表彰者の手持ち工事緩和の取扱い変更

従来、優良工事表彰を受けた者については、表彰を受けた工種に限らず、すべての工種で手持ち工事の緩和措置を受けることができることとしてきましたが、**表彰を受けた工種と同じ工種に限って緩和措置を受けることができる**こととします。その他事後審査型制限付一般競争入札実施要領を一部改正します。

詳しくは、別添「事後審査型制限付き一般競争入札実施要領」をご覧ください。

5 その他

(1) 総合評価における施工計画の情報公開について

総合評価における施工計画の提案内容については、高知市行政情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく**情報公開請求があった場合**、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（**条例第9条第1項第3号該当**）を除き公開することとなります。

したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、**非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類を提出**していただくこととします。

ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがあります。

(2) 入札の辞退について

競争入札において、市から入札参加の指名や資格決定を受けた場合、指名や資格決定を受けた方

が入札を辞退することは自由であり、辞退されても不利益な取り扱いはしておりませんので、あらためてお知らせします。

なお、辞退される場合は、「他の工事を施工中で現場代理人、又は技術者が配置できない。」、「業務の都合で時間的に応札価格を積算することができない。」、「予定価格の範囲内では施工が困難である。」(予定価格を事前公表している場合)など、理由を明確に記載した辞退届の提出をよろしく願います(F A X で可能です)。

以 上

事務担当 高知市 総務部 契約課
高知市本町5丁目1番45号(本庁舎4階)
:088-823-9416 FAX:088-823-9496
E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp